

○鋸南町生ごみ処理機器等購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ減量化及び再利用の推進を目的として、生ごみ処理機器等（以下「処理機」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内において購入費用の一部を補助するため、鋸南町補助金等交付規則（昭和51年鋸南町規則第5号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、処理機とは、次に掲げるもののうち、町長が家庭から出る生ごみを減量化又は処理ができると認めたものをいう。

- (1) コンポスト容器 土中の微生物や小動物の活動を利用し、生ごみを分解させて、その容量を減量化し、又は堆肥化させる容器をいう。
- (2) EMボカシ容器 有用微生物群の活動を利用し、生ごみを発酵させて、その容量を減量化し、又は堆肥化させる容器をいう。
- (3) 生ごみ処理機 水分又は熱の調整を行うことにより、生ごみの容量を減量化し、又は堆肥化させる機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えているもの（事業所を除く。）とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 購入した処理機を設置し、適正に維持管理できること。
- (3) 処理された生ごみを自ら適正に処理することができること。
- (4) 個人売買以外で販売店より購入したものであること。
- (5) 町税等の滞納者でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象基数は、同一年度内に、次に掲げる処理機の種類に応じた補助限度基数とする。また、1基あたりの補助金の額は、基本額又は補助限度額のいずれか小さい額とし、当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

処理機の種類	基本額	1基あたりの補助限度額	補助限度基数
コンポスト容器	購入し、又は製作に要する材料購入金額の5分の4以内の額	6,000円	1世帯あたり1基
EMボカシ容器			1世帯あたり2基
生ごみ処理機	購入金額の2分の1以内の額	20,000円	1世帯あたり1基

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機器等購入補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、購入した日の属する年度内において、町長に申請しなければならない。

- (1) 領収書(領収日、宛名(交付申請者)、発行者等が記載されたもの。材料購入の場合はレシート可)
 - (2) 処理機の種類が確認できる仕様書又は取扱説明書の写し(購入した処理機のカタログ又はホームページを印刷したものも可)、又は製作品により購入した処理機及び材料購入は詳細のわかる図面
 - (3) 設置状況及び使用状況がわかる写真
- (交付決定及び通知書類)

第6条 町長は、前条の規定により補助金交付申請書を受理したときは、これを審査して補助金の交付の可否を決定することとし、適当と決定したときは、生ごみ処理機器等購入補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の交付決定兼確定通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、生ごみ処理機器等購入補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。